

豊田市農業委員会議事録

令和3年5月28日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年5月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室2に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第33号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第35号 土地改良法第3条第1項第2号による申出の承認について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (14名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	_____	
4番	石川 幸子	_____	6番	近藤 和人	
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	_____	
10番	水野 省治	_____	12番	中島 匡代	
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	_____	18番	杉田 雅子	
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (5名)

3番	西山弥太郎	5番	為井 裕	9番	梅村 逸次
11番	梅村 貢司	17番	林 如実		

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	鈴木 彩	主査	伊藤 寿信	主査	白川 佳宏
主事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をしてください。

事務局： 本日の欠席委員は、3番、西村弥太郎委員、5番、為井裕委員、9番、梅村逸次委員、11番、梅村貢司委員、17番、林如実委員、以上5名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

4番、石川幸子委員、7番、杉浦俊雄委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第30号から第35号までの審議案件6件とその他報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

34番、田町の件。

担当推進委員の光岡委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

35番、高原町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

36番、扶桑町の件。

担当推進委員の柘植委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

37番、生駒町の件。

こちらは取下げとなっております。

38番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

39番、御船町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

40番、深見町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

41番、上仁木町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

42番、大畑町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第30号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は承認決定されました。

令和3年議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

15番、西田町の件、通路です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 特に問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、16番、山中町の件、農家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、17番、藤岡飯野町の件、貸駐車場です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんでいる区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。なお、以降同基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第31号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第31号は適当である旨、承認されました。

令和3年、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

103番、河合町の件、残土置場（一時転用）です。農用地区域内農地です。
判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の
区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判
断される一時転用に該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、104番、渡合町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種
農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の
目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、105番、矢並町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判
断基準は、おおむね300メートル以内に鞍ヶ池スマートインターチェンジが
存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、106番、扶桑町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、107番、扶桑町の件、分家住宅です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 4件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、108番、永覚町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に永覚駅が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、109番、永覚町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上郷支所が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 申請番号108、109、問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、110番、福受町の件、自動車部品工場・駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅、その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上、必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、111番、福受町の件、削土置場・工事駐車場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、112番、福受町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。なお、本件につきまして担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので御報告いたします。

続きまして、113番、西田町の件、駐車場・資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 特に問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、114番、本町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、115番、堤町の件、自己用住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

判断基準は第1種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、116番、高岡町の件、店舗駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 申請番号114、115、116、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、117番、加納町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、118番、四郷町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね1キロ以内かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、119番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。なお、本件につきまして、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので御報告いたします。

続きまして、120番、中金町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、121番、城見町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、122番、城見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、123番、城見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、124番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として

定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、125番、滝見町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 全件問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、126番、西中山町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。なお、本件につきまして担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので御報告いたします。

続きまして、127番、岩倉町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 本件、問題なく許可相当でいいと思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、128番、上小田町の件、農家住宅敷地（農業用車庫・農作業場・物置）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、129番、北小田町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 128番、129番、特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、130番、大清水町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横条委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

伊藤（喜）委員： 今回のこの件について、113番をはじめ、始末書案件というのが総勢5件あると資料に書いてありますが、説明の中に始末書案件が軽微なものについてであろうと思うんですが、どういう始末書かという内容を少し説明していただけるとありがたいと思います。

以上です。

会長： 事務局、お願いします。

伊藤（喜）委員： 全てじゃなくて、軽微なものということですので、始末書案件がどんなものかということが分かる程度のもので結構ですので。

事務局： では、伊藤委員のおっしゃられた113番の西田町の案件について、こちらが軽微な始末書案件ですので、御説明をさせていただきます。

こちらは、今回、資材置場及び駐車場で許可を取りたいという申請であったんですけども、こちらがなぜ始末書案件なのかといいますと、何筆かあるうちの1筆のみ始末書がついております。

内容はというと、地主さんが過去、南側の農地で転用許可を取られて、実際にそこで住宅を建てられたんですけれども、その住宅と農地の間に擁壁を建てたんですけれども、その擁壁が今回の申請地に越境してつくってしまった案件になります。あくまでも農地を農地として使う以上は、そこに擁壁を建ててはいけない、宅地の擁壁ですので、農地以外の用途に使っておりますので、そこについては、今回是正をする中で新たな転用目的で申請が上がってきているんですけれども、過去、擁壁を越境して入れてしまったことに対して、始末書をつけさせております。

そういった案件をはじめ、今回5件始末書をつけさせておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

会 長： よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第32号で上程されました28件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第32号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第33号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第33号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

6番、本町の件、変更内容は、事業内容変更及び事業者変更です。

本件、平成17年3月29日付4条許可を得ました。当初は、自己用住宅を建築する計画でしたが、工事費用がかさみ、資金の捻出が困難となったため、

一部を農地として残し、住宅敷地を縮小して建築してしまいました。今般、当初の事業計画を変更し、住宅敷地面積を縮小する計画として是正を図ります。また、農地として残っている敷地については、当初、許可申請者の次男が分家住宅を建築する計画が決まったため、こちらについても当初の事業計画から事業者と事業内容の変更をすることで事業完了を図ります。なお、新たに分家住宅を建築する予定の農地につきましては、同時に農地法5条許可申請がされており、既に議題として上程済みです。

続きまして、7番、若林西町の件、変更内容は、期間延長及び事業内容変更です。

本件、令和元年8月7日付5条許可を得ましたが、コロナウイルスによる業績の悪化で着手困難となり、いまだ事業完了に至っておりません。自動車業界の景気が回復していることにより、今後は業績回復を見込んでいるため、当初許可申請から期間の延長と一部土地利用計画の変更により事業完了を図るものです。

お願いします。

杉浦委員： 申請番号6番、7番、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、8番、勘八町の件、変更内容は事業者変更です。

本件、令和2年11月20日付5条許可を得ましたが、当初譲受人の自己用住宅の建築が困難となり、新たな譲受人に事業者変更したく、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

よろしくお願いします。

水野委員： やむを得ないと思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで委員の皆さんの質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第33号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第33号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和3年6月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第34号資料①は、利用権の総括表になります。議案第34号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第34号資料①の総括表で説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年6月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

貸出しの種別は4種類あり、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家でない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。さらに、農地中間管理機構を通じて利用権を設定する転貸があります。転貸の中でも、出し手と受け手が決まっており、農用地利用集積計画のみで機構への借入転貸が可能な一括方式と、出し手のみが決まっており、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要な一括方式でないものがあります。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、21筆、2万7,753平米の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第34号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第34号は承認決定されました。

令和3年議案第35号「土地改良法第3条第1項第2号による申出承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案13ページと本日お配りした別紙3ページをお願いします。

令和3年議案第35号「土地改良法第3条第1項第2号による申出承認について」。

土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づき、所有者からの県営土地改良事業大野瀬地区に参加すべき旨の申出について、別紙のとおり承認する。

土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づき、土地所有者から土地改良事業への参加申出がありました。このたびの申出に係る土地改良事業につきましては、県営土地改良事業、農地環境整備事業、大野瀬地区です。

令和3年度から令和8年度までの期間において、受益面積12.6ヘクタールの区画内の農業用排水施設整備及び区画整理を行い、施設の維持管理の軽減、農地の耕作放棄の防止、解消を図り、地域の農業の発展と向上を図るものです。

今回、参加資格の交代の申出件数は1件、2筆、1,353平米です。資格者

である耕作者から所有者へ事業に参加する資格を交代することが土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなるなど、土地改良事業の目的に照らし、妥当と認められますので、本件の承認をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第35号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第35号は承認決定されました。

続きまして、報告案件について事務局の説明を求めます。

事務局： 議案14ページ及び別紙配付資料4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

62番、福受町の案件から65番、乙部町の案件までの4件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

5番、東中山町の案件については、2アール未満の農業倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

17番、松平志賀町の自己用住宅の案件から20番、梅坪町の駐車場までの4件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

62番、八草町、資材置場の案件から、22ページを御覧ください、78番、上野町、分譲住宅までの17件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時31分)

議事録署名者

印

印